

議案第 58 号

市川市職員退職手当支給条例等の一部改正について

市川市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 2 月 18 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(市川市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 市川市職員退職手当支給条例(昭和 27 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 1 項中「20 年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第 1 2 条第 1 項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「100 分の 104」を「100 分の 87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第 6 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 1 1 項」とする。

附則第 1 2 項中「36 年」の次に「以上 42 年以下」を加え、「附則第 3 項」を「附則第 4 項」に改め、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を 35 年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第 5 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第 1 3 項中「附則第 3 項」を「附則第 5 項」に改める。

(市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第3項から第5項までを次のように改める。

（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）

3 昭和57年3月31日に在職する職員のうち、同年4月1日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。

4 昭和57年3月31日に在職する職員のうち、同年4月1日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 昭和57年3月31日に在職する職員のうち、同年4月1日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

（市川市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 市川市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第12項の見出し中「44年」を「42年」に改め、同項中「44年」を「42年」に、「新条例」を「同条例」に改める。

（市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「退職手当の額が、新条例第2条の4」を「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の

都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第13項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4」に、「附則第9項の規定による改正後の条例第41号附則第3項」を「条例第41号附則第3項から第5項まで」に改め、「附則第11項の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例(以下この項において「新退職手当条例」という。)附則第11項(新退職手当条例附則第13項及び第3条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例附則第12項においてその例による場合を含む。)及び第12項の規定の適用については、新退職手当条例附則第11項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第2条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第3項(同条例附則第5項においてその例による場合を含む。)及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

4 第4条の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成5年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「附則第3項」の次に「若しくは第5項」を加える。

理 由

国家公務員退職手当法の改正を踏まえ、職員の退職手当の額を引き下げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。